

令和2年9月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	濱	村	大				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井			直
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課参事	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町長提出 議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに請願第3号ないし第5号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 町長追加提出 議案第64号及び同意第1号ないし第5号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第 4 議員提出 発議第5号及び第6号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

寺井強議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに請願第3号ないし第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）

寺井強議長 次に、町長提出 議案第51号ないし第62号及び認定第1号ないし第9号並びに請願第3号ないし第5号を、一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

寺井強議長 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案1件、請願2件について、9月11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第62号 志賀町増穂浦緑地管理中央センター条例を廃止する条例については、第3期山村振興農林漁業対策事業により整備した当該施設について耐用年数の経過により、財産の処分の制限期間が満了したことから、今後は、能登リゾートエリア増穂浦の管理棟として、一体的に管理していくに当たり、当該条例を廃止するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、財産処分の経緯等についての質問がなされ担当課から詳細な説明を受けております。

次に、請願第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の採択を求める請願について及び請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願については、紹介議員からそれぞれ説明を受け、審査した結果、両請願とも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案2件、請願1件について、9月

9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第60号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、再交付手数料の規定が不要となるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、通知カード廃止に伴う影響とマイナンバーカードの取得状況についての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第61号 志賀町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、県の助成要綱の一部改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を新たに助成対象に加えるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書採択の請願については、学級定員を30人以下にするための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を国に要望するものであります。紹介議員及び参考人として請願者から願意の説明を受け、審査した結果、全会一致をもって、採択すべきものと決しました。

なお、採択された場合は、本議会において意見書を提出することとしましたので、申し添えさせていただきます。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告いたします。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された令和2度各会計の補正予算にかかる議案9件及び令和元年度各会計決算にかかる認定9件につきまして、去る9月10日、15日、16日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますの

で、審査経過につきましては、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査いたしたところであります。

その結果、認定第1号、第6号、第7号、第8号につきましては、賛成多数、その他の案件については、全会一致により、可決または認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和2年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図りますよう要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

寺井強議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は認定第1号 令和元年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、反対の立場から、そして、討論のための登壇は1回のみですので、続くところの請願第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書、請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願、請願第5号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書採択の請願に

については賛成の立場から討論を行います。

まず認定第1号 令和元年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、全般にわたり、多くの安心・安全の施策が行われ、大いに評価されるところであります。

ただ、この認定第1号の中には、任意の事実上、志賀原発稼働推進団体である志賀原発環境安全対策協議会への広報委託料を含む補助金があります。任意で団体組織をつくられるのは全く自由な訳ではありますが、今やどの世論調査でも半数の多くの国民が脱原発で再生エネルギーを唱えている中、志賀原発再稼働推進団体の志賀原発環境安全対策協議会への補助金は到底町民の理解を得られるものではありません。よって、私は認定第1号 令和元年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については反対とさせていただきます。

次に、請願第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の採択を求める請願についてであります。

今、米軍機による低空飛行訓練は日本の航空法の適用を受けないことや、その訓練ルートは公表されず、関係自治体や地域住民から不安の声が出されています。

また、米軍に関わる事件・事故に際し、日本側の捜査や立ち入りが拒絶されることが多々あります。

イタリアやドイツでは、米軍の活動にも国内法が適用され、米軍施設への立入権が認められています。日米地位協定は1960年に締結されてから一度も改定されておらず、日本側の権利が低く抑えられた不平等な状態のまま60年が経過しています。

一昨年7月には全国知事会が日米地位協定の抜本見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しています。

せめてイタリアやドイツ並みに米軍の活動に国内法を適用させ、米軍施設への立入権も認めさせる、日本の正当な権利を有した日米地位協定に抜本改定するべきと思います。

よって、私は請願第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の採択を求める請願については賛成といたします。

次に、請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、これに悪の烙印を押しました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆者、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器廃絶に繋がる活気的なものであります。

2017 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印、批准、参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 83 か国。批准国は 44 か国となり、発効に必要な 50 か国まで残り 6 か国となっています。

日本政府は唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めるものであります。

よって、私は請願第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願については賛成といたします。

次に、請願第 5 号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書採択の請願についてであります。

今次、コロナ禍、休校措置がとられた中、学校現場ではほんのつかの間、分散登校等で少人数学級が実現されたところがあります。その中で、先生方も子ども達もまさにゆとりある行き届いた授業を体験されたのではないのでしょうか。それは本来あるべき姿だったのではないのでしょうか。

よって、今次コロナ禍を契機に子ども達同士の間隔を空ける新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書採択の請願についての請願第 5 号については賛成とさせていただきます。

以上、認定第1号、請願第3号ないし第5号に対しての反対と賛成の討論とさせていただきます、議員各位におかれましては、特段の配慮を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 はい、議長。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

唯一の核兵器被爆国である我が国は、これまでも核兵器廃絶に全力で取り組んできました。自身が核兵器を保有しないことを国際社会に誓約すると共に、国連総会に核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動決議を提出し、核不拡散にも積極的に取り組んできました。核兵器根絶は、我が国国民の総意であることは間違いありません。

しかしながら、日本政府が真剣に核廃絶に取り組み、なおかつ安全保障政策を冷静に考えるのであれば、現時点で核兵器禁止条約に参加するべきではないと考えます。

それは、この条約の内容そのものに問題があることに加え、核軍備管理軍縮をめぐる複雑な制度的及び政治的状況を考えると、現状のままでは、この条約は、核兵器国以外の国が核保有をしないという政治宣言に終わる可能性が高いからであります。

核兵器禁止条約は核軍縮を規定した核兵器不拡散条約いわゆるNPTと核兵器なき世界の間には存在するギャップを埋めるものであるといえます。ところが、核兵器保有国であるインドやパキスタン等は、NPTに参加せずに核兵器開発を行い、北朝鮮とイランに至ってはNPT内にありながら核兵器の開発を進めてきたのであります。核兵器禁止条約が、核軍縮ではなく核廃絶という、国際社会に新たな規範を持ち込み、他の諸条約との相互補完性のもとで目的を実現する意義は大きいことは間違いありませんが、NPTさえも満足に効力を発揮できていない現状において、この条約に国

際社会を導く力があるかどうかという点については大いに疑問を感じます。

仮に、我が国が核兵器禁止条約に参加した上でアメリカの核拡大抑止を求めると、それはアメリカから見ると、同盟国としての信頼を大きく損なう裏切りとの認識が生まれることにもなりかねません。

自国の主張のみを繰り返して、盛んに海洋進出を強行する国や、国際社会の批判を意にも介さずミサイル発射を繰り返す国が近隣にある現状、日米安全保障条約の重要性を痛感いたします。

我が国の自衛隊は必要最低限の防衛戦力の保持をするのみであり、軍拡を続ける国々から国民を守るにはあまりにも非力であります。国防は国の最大の責務の一つであります。核兵器禁止条約への参加が日米安全保障条約に大きなひびを入れることとなれば、国防力を大幅に失うこととなります。国防を放棄するような国は、もはや国との体をなしません。

これらを勘案し、日米間の関係悪化を招きかねない核兵器禁止条約への参加は、現時点では見送るべきであると考えます。よって、請願第4号には賛同いたしかねるものであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもと、ご賛同いただきますようお願いいたします。

加えて、請願第3号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の採択を求める請願であります。日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものであり、日米安全保障体制にとって極めて重要なものであります。先の討論でも申し上げました通り、国の最大の責務である国民の生命・財産を守る国防を考えるとき、日米安全保障条約は不可欠であり、その信頼関係に問題を与えかねない、日米地位協定の在り方についての抜本改定については、安易にその結論を得ようとすることなく、更なる慎重な議論の継続が求められていることを申し添えます。

以上で、私の討論を終わります。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ほかにありませんか。

討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第51号 令和2年度志賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第52号 令和2年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてないし、議案第59号 令和2年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第2号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第60号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例についてないし、議案第62号 志賀町増穂浦緑地管理中央センター条例を廃止する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 令和元年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

寺井強議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてないし第5号 令和元年度志賀町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第6号 令和元年度志賀町ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は、委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第7号 令和元年度志賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立全員。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第 8 号 令和元年度志賀町下水道事業会計決算認定
についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立全員。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第 9 号 令和元年度志賀町立富来病院事業会計決算認
定についてを採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、請願の採決を行います。

まず、請願第 3 号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の採択を求める請
願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願の原案に、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

寺井強議長 起立少数。よって本請願は不採択と決しました。

続いて、請願第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める
意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願の原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 3 名)

寺井強議長 起立少数。よって本請願は不採択と決しました。

続いて、請願第5号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書採択の請願についてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願の原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

寺井強議長 起立多数。よって本請願は採択と決しました。

林一夫議員 議長。

寺井強議長 林一夫君が発言を求めていますので、これを許可します。

13番 林一夫君。

林一夫議員 はい。

今ほどの請願第5号の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

(議長に議案を提出)

寺井強議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長林一夫君から委員会提出 発委第1号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 委員会提出 発委第1号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

寺井強議長 発委第1号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書についてを、議題とします。議案を配布してください。

(事務局が議案を配付)

寺井強議長 本案の提出者から説明を求めます。

林一夫議員 議長。

寺井強議長 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫議員 議長。

先ほどの請願第5号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書採択の請願についての採択に伴い、ただ今提出させていただきました、発委第1号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

本意見書の趣旨につきましては、全学年で学級定員を30人以下とし、そのための教職員定数改善計画の策定と教育予算の拡充を求めるものであります。今の学校のクラスには30人以上の児童生徒が入っている状態となっておりますが、コロナ禍における新しい学校スタイルを実現するためには現在の義務教育標準法を改正する必要がある、そのことは以前から社会問題となっている教職員の長時間労働の是正、そして教材研究、授業準備の時間確保にも繋がります。

国は2020年度第2次補正予算で臨時職員の追加とともに、最終学年で少人数学級を編成できるよう正規教員を増員する措置を盛り込み、また自治体によっては独自財源による定数措置が行われています。

しかしながら自治体の財政状況等に関わらず、どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるためには国の施策として定数改善にむけた財源保障を行うことが必要であります。

こうした観点から2021年度の政府予算編成において新しい学校スタイルを実現するための教職員定数改善計画の策定と実施、そのための協力予算の拡充を求める意見書を本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう本委員会で決定をし、今回議案を提出させていただいたものであります。

議員各位におかれましては提案趣旨をご理解のうえ、何卒ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

寺井強議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12名)

寺井強議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 町長追加提出 議案第64号及び同意第1号ないし第5号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

寺井強議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第64号及び同意第1号ないし第5号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 はい、議長。

寺井強議長 小泉町長。

去る9月1日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた補正予算にかかる議案1件及び人事案件にかかる同意5件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第64号 令和2年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額やプレミアム商品券発行事業にかかる販売収入の追加を主とし、歳出では、小規模事業者

を支援するための中小・小規模事業者等持続化補助金の増額をはじめ、プレミアム商品券発行事業の追加、プレミアム食事券発行事業の精算見込みに伴う減額を主として、所要額を補正するものであります。

同意第1号 志賀町監査委員の選任については、本年9月23日をもって任期満了となる代田の野崎豊昭氏を、引き続き識見者として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第2号から同意第4号までは、志賀町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

同意第2号及び同意第3号については、本年10月20日をもって任期満了となる大津の北口顕照氏、館の土田善博氏を、引き続き選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第4号については、同じく本年10月20日をもって任期満了となる富来地頭町の金谷昭一氏に代わり、西海風無の大正路哲郎氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第5号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年10月21日をもって任期満了となる安津見の谷内雅人氏を、引き続き任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、各件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

寺井強議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第 64 号 令和 2 年度志賀町一般会計補正予算 (第 5 号) についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 同意第 1 号を採決します。

本件は、志賀町代田ラの 23 番地 野崎豊昭氏の志賀町監査委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は同意されました。

続いて、町長提出 同意第 2 号を採決します。

本件は、志賀町大津ハの 120 番地 北口顕正昭氏の志賀町固定資産評価審査委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は同意されました。

続いて、町長提出 同意第3号を採決します。

本件は、志賀町館 77 番地 2 土田善博氏の志賀町固定資産評価審査委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は同意されました。

続いて、町長提出 同意第4号を採決します。

本件は、志賀町西海風無ヲの 36 番地 大正路哲郎氏の志賀町固定資産評価審査委員の選任につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は同意されました。

続いて、町長提出 同意第5号を採決します。

本件は、志賀町安津見 18 の 82 番地 谷内雅人氏の志賀町教育委員会委員の任命につき同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は同意されました。

日程第4 議員提出 発議第5号及び第6号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

寺井強議長 次に、本日、富澤軒康君ほか2名から提出のありました、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について及び南政夫君ほか2名から提出のありました発議第6号 医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める意見書についてを一括して議題とします。

両案の提出者から、順次、説明を求めます。

寺井強議長 11番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出にあたり趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で令和2年度の地方税・地方交付税等の一般財源の大幅な減少が予想されます。

地方自治体は 福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが必然であります。

しかしながら地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、地方の安定的な財政運営に不可欠な地方税そしてまた地方交付税等の一般財源をしっかりと確保しなければならず、地方自治体の喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策の充実を国に求めていくことが不可欠であります。

よって国におかれては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け地方税財源の確保を確実に実現されるよう強く要望をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により志賀町議会から国及び関係機関に対し、本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては重要な要望案件とのご理解のほど提案書をご理解され、ご賛同いただけますようお願いを申し上げ、本件の趣旨説明といたします。

寺井強議長 8番 南政夫君。

南政夫議員 はい、議長。

8番 南 政夫です。

発議第6号 医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、今なお全国各地で猛威を振るっており、石川県内でも日々新たな感染者が確認をされ、県内の医療機関に係る負担は益々増加してきております。

感染者の治療や検査協力にあたる医療機関のみならず、通常の診療を行う病院、診療所でも院内感染を恐れて、受診控えが広がり、医療機関の経営状況は著しく悪化しております。

本年4月から6月の期間では、感染患者の受け入れや受け入れ準備を行った全

国の病院の約8割が赤字となり、受け入れしていない病院でも約5割から6割が赤字となっているとの調査結果もあります。

こうした状況は、本町の医療機関においても例外ではなく、今後も深刻な状況が続けば、医療機関の経営に重大な影響が及ぶことは必至であります。

万が一にも医療機関の倒産や大幅な診療機能の縮小といった事態になれば、新型コロナウイルス感染症への適切な対応が不可能となるのはもちろん、本町の医療崩壊にもつながりかねません。

よって、国におかれては、地域医療提供体制の維持を図るため、医療機関等への財政支援を拡充するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本件の趣旨説明といたします。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

寺井強議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 2番 中谷松助です。

私は議会議案、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、発議第6号 医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める意見書についてについて、賛成の立場から討論を行います。

まず、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてであります。

新型コロナウイルスの感染症拡大が続いています。そんな中、地方自治体は福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

したがって、今後もざいせい財源を主として地方任せにせず、国のイニシアチブを求めるものであり、私は発議第5号には賛成とさせていただきます。

次に発議第6号 医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める意見書についてであります。

今次コロナ禍の中、医療機関では通常の診療を行う病院・診療所においても院内感染を恐れての受診控えの広がりや防護対策等での負担増で医療機関の経営状況は厳しいのが現状であります。やはりここは国においての地域医療体制の維持・拡充のため、医療機関等への財政支援を強く求めるものであります。

よって私は発議第6号には賛成とさせていただきます。

以上、発議第5号及び第6号に対する私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ほかにありませんか。
討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第6号 医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

寺井強議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

寺井強議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和2年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時13分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第25号

委員会審査報告について

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員長
- ・予算決算常任委員長

請願審査報告書

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員会長

2 議長報告第26号

閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 堂 下 健 一

志賀町議会議員 南 政 夫